

令和8年度公益財団法人福島県文化振興財団  
正規職員（保存処理等業務担当学芸員）募集要項

公益財団法人福島県文化振興財団は、埋蔵文化財の発掘調査業務のほか、指定管理者として福島県文化センター、福島県文化財センター白河館の管理・運営、芸術文化に関する事業、文化団体への助成事業を実施しています。

この度、福島県文化財センター白河館では、川俣町前田遺跡から出土した縄文時代の漆器をはじめとする多彩な木質遺物を収蔵する予定であるとともに、収蔵庫及び保存処理施設の整備を進めているため、出土品の保存処理業務を担当する正規職員を記載のとおり募集します。

- 1 採用予定職種及び人員 保存処理等業務を担当する学芸員 1名  
(参考：現在、白河館には保存処理業務担当学芸員1名が在職)
- 2 勤務予定地 福島県文化財センター白河館（福島県白河市白坂一里段86）  
上記のほか、遺跡調査部（福島市旭町7-7）へ転勤の可能性が  
あります。
- 3 主な職務内容 木質又は金属質の出土品など脆弱な資料の保存処理業務や出土文化財  
の保全管理、活用に関する学芸業務
- 4 採用予定年月日 令和9年4月1日
- 5 応募条件 次の条件をすべて満たす者
  - (1)学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(大学院を含む。以下「大学」という。)を  
卒業(修了)した者で、出土文化財の保存科学に関する課程を専攻した者又はこれと同等  
以上の専門知識・職務遂行能力を有する者
  - (2)学芸員資格を有する者(令和9年3月31日までに学芸員資格を取得見込みの場合も可)
  - (3)昭和61年4月2日以降に生まれた者
- 6 欠格事項 次のいずれかに該当する者は受験できません。
  - (1)日本国籍を有しない者
  - (2)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな  
るまでの者
  - (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊  
することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 7 給与等
  - (1)「公益財団法人福島県文化振興財団職員給与規程」等の定めるところにより、学歴及び  
職務経験の年数等により給与を決定します。ほかに期末手当・勤勉手当・扶養手当・住  
居手当・通勤手当・超過勤務手当・退職手当等を支給します。  
(参考：令和8年度大卒初任給 242,500円)
  - (2)労働時間 1日7時間45分(シフト制勤務有)
  - (3)休日 週休2日制(指定休)  
国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始(12月29日から翌  
年1月3日まで)(シフト制による振替有)
  - (4)有給休暇 年次休暇・その他の休暇(病気・結婚・出産・忌引など)

- (5) 保 険 等 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労働災害保険・互助会等に参加  
(6) 試用期間 採用後3カ月の間に勤務させることが不相当と認められる場合、解雇することがあります。

## 8 試験の期日、内容、会場及び結果発表

### (1) 1次試験 書類審査

下記のとおり提出書類を持参又は郵送してください。1次試験合格者について2次試験を行います。

- ア 提出書類 受験申込書兼履歴書 1通(所定様式 写真貼付)  
業務実績表(所定様式)
- イ 提出先 〒960-8116 福島市春日町5-54 とうほう・みんなの文化センター内  
公益財団法人福島県文化振興財団事務局総務課 採用担当 行  
電 話 024(534)9192 F A X 024(534)9196
- ウ 受付期間 令和8年8月3日(月)～8月27日(木)(消印有効)
- エ 受付時間 午前8時30分～午後5時00分(土・日曜日、祝日は受付しません)
- オ 郵送による受験申込みは「特定記録」郵便とすること。
- カ 結果発表 9月中旬に結果を郵送にて通知します。

### (2) 2次試験

- ア 期 日 令和8年9月29日(火)又は30日(水)  
受 付 9:00～16:30の間で指定します。  
面接試験 同上(30分程度)  
適性検査 同上(30分程度)
- イ 会 場 福島市春日町5-54 とうほう・みんなの文化センター 視聴覚室
- ウ 結果発表 10月上旬までに合格者の受験番号をホームページに掲載するほか、合格者へ郵送にて通知します。

## 9 受験申込書等請求

申込書等はホームページからダウンロードしてください。

(公益財団法人福島県文化振興財団 <https://www.fcp.or.jp/>)

## 10 その他

採用試験の結果、合格となった場合でも、令和9年3月31日までに「5 応募条件」に記載された内容を満たさないことが明らかになった場合又は「6 欠格事項」に記載された内容に該当することとなった場合は採用を取りやめます。

問合せ先	公益財団法人福島県文化振興財団 事務局総務課
	電 話 024(534)9192 F A X 024(534)9196
	メールアドレス office@fcp.or.jp



公益財団法人  
福島県文化振興財団